本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（経済産業省）

1　外国為替及び外国貿易法第一〇条第一項に基づく閣議決定を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成二七年四月一三日までとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成二十五年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日より北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年十月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十一年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十二年四月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十三年四月五日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十四年四月三日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。

○宮内庁告示第二号

天皇皇后両陛下は、四月十五日から同月十六日まで長野県へ行幸啓になる。

平成二十五年四月十日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十二項第一号及び第二十八条の九第十三項第一号の規定に基づき、同号に定める総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年四月十日

総務大臣　新藤　義孝

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十二項第一号及び第二十八条の九第十三項第一号の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準は次のとおりとする。

一　市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）において、次に掲げるものが定められていること。

イ　計画の対象とする地区（以下「計画地区」という。）

ロ　計画の目標

ハ　計画期間

ニ　計画地区における産業の振興を図る上での課題

ホ　計画地区において振興の対象とする事業が属する業種

ヘ　ホに掲げる業種に属する事業の振興を図るために推進しようとする取組の内容

ト　関係都道府県、関係団体等との適切な役割分担及びこれらの者との連携に関する事項

二　計画を実施することにより、計画地区における産業の振興及び雇用の増大に寄与すること が見込まれること。

三　計画が、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条の規定により関係都道府県知事が作成する半島振興計画との調和が保たれたものであると認められること。

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十二項第二号及び第二十八条の九第十三項第二号の規定に基づき、同号に定める総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年四月十日

総務大臣　新藤　義孝

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏